

魚沼市議会基本条例

< 逐条解説 >

平成 26 年 4 月 1 日 制定

平成 27 年 3 月 20 日 一部改正

魚沼市議会

目次

前文	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
第1章 総則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
第1条 (目的)	
第2章 議会及び議員の活動原則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
第2条 (議会の活動原則)	
第3条 (議員の活動原則)	
第4条 (会派)	
第3章 市民と議会との関係	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
第5条 (情報の共有及び公開)	
第6条 (市民参画)	
第7条 (議会報告会)	
第4章 議会と行政との関係	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
第8条 (市長等との関係)	
第9条 (政策等の形成過程の説明要求)	
第10条 (議決事件)	
第11条 (政策提言及び政策立案)	
第5章 議会運営	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
第12条 (議会運営)	
第13条 (委員会)	
第14条 (会議における質疑応答)	
第6章 政務活動費	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
第15条 (政務活動費)	

第7章 議会の機能強化	・・・・・・・・・・・・・・・・P10
第16条（議会の研修）	
第17条（交流及び連携の推進）	
第18条（議会事務局の体制整備）	
第19条（議会図書室）	
第20条（予算の確保）	
第8章 議会の災害時対応	・・・・・・・・・・・・・・・・P12
第21条（災害時における議会及び議員の対応）	
第9章 議員の政治倫理	・・・・・・・・・・・・・・・・P12
第22条（議員の政治倫理）	
第10章 最高規範性	・・・・・・・・・・・・・・・・P13
第23条（最高規範性）	
第11章 検証及び見直し	・・・・・・・・・・・・・・・・P13
第24条（検証及び見直し）	

魚沼市議会基本条例〈逐条解説〉

前文

地方分権改革が進展し、地方自治体の自己決定・自己責任と市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが求められている。

こうした中、市民が直接選挙で選ぶ首長と議会議員は、二元代表制の下で、その責務を果たすことが求められている。すなわち、市長と議会は、それぞれの異なる特性を生かして市民の意見を的確に反映させるため、相互の抑制と均衡を図りながら協働し、最良の意思決定を導く使命が課せられている。

平成16年11月1日、6か町村で合併した魚沼市は、極めて広い行政区域を有しており、日本有数の豪雪地帯である。魚沼市議会は、そこに暮らす市民の福祉向上と地域における民主主義の発展のため、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を尊重し、地域の課題の把握に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、政策提言及び政策立案を積極的に行う必要がある。

魚沼市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、市民の信託に応えていくことを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、魚沼市議会基本条例を制定する。

【解説】

- 魚沼市議会は、議会、議員の基本的な活動原則や市民及び市長との関係などを定めるとともに、議会の活性化を図るための基本姿勢を明示し、議会の最高規範としてこの条例を制定するものである。
- 前文は、地方分権改革の進展や6か町村での合併など、本条例制定の重要な背景や経緯を伝え、魚沼市議会らしさを表現するとともに、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応え、信頼される議会とするための決意を表している。
- 二元代表制とは、地方自治体において、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度である。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあり、住民を代表する首長と議会が、互いに対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）していくことにある。

*****魚沼市議会基本条例で使用する用語について*****

本条例で用いる用語は、本市における例規の整備の例にならない、あらためて定義規定を置かなかつたものである。

－参考－

- 「市民」とは魚沼市まちづくり基本条例第3条第1号で定める「市民」と同様に、「市内に在住、在勤、在学する個人及び法人その他の団体」をいうものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- 議会及び議員の活動に関する基本的事項等を定め、議会の活性化を図り、議会改革を行っていくことにより、議会が市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上と市政の発展に寄与することを最終的な目的として定めたものである。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
 - (2) 議決責任を深く認識し、市及び議会の意思決定を行うこと。
 - (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
 - (4) 政策提言及び政策立案に取り組むこと。
 - (5) 市政の課題並びに議案等の審議、審査の経過及び議決結果について、市民への説明責任を果たすこと。
 - (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
 - (7) 議員間の自由で活発な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。
 - (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。

【解説】

- 第1号は、議会は、公平・公正な議会運営を行うとともに、その活動状況等を積極的に公開するなど、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めたものである。
- 第2号は、議会は、市民から信託された議事機関として、その議決責任の重さを深く認識しながら、市の意思決定（条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定、その他市政運営の基本的事項の議決など）及び議会の意思決定（議員発議、請願・陳情等の審議内容・結果）を行うことを定めたものである。
- 第3号は、議会は、議決を行う前提として、議会審議や検査などを通じて市長等の執行機関による市政運営を監視するとともに、事務執行の成果等について評価することを定めたものである。
- 第4号は、議会は、委員会や会派、議員個人の活動を通じて、積極的な政策提言や政策立案に取り組んでいくことを定めたものである。
- 第5号は、議会は、市政の課題や議案等の審議、審査の経過及び議決結果について、市民への説明責任を果たしていくことを定めたものである。
- 第6号は、議会は、市民との意見交換会など、様々な機会を通じて市民の意見を把握し、その意見を市政や議会運営に反映させることを定めたものである。
- 第7号は、議会は、市政の課題について、議員同士の自由で活発な議論を尽くすことを重視し、市民に開かれた議会を目指して、論点や争点を市民に明らかにすることを規定したものである。
- 第8号は、議会は、市民の意見や社会情勢の変化等を踏まえて、常に議会の果たす役割を検証しながら、継続的な評価と改善を行うよう不断の議会改革に努めることを定めたものである。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 議会全体の意思である議決を尊重すること。
- (4) 特定の団体及び地域の代表にとどまらず市民全体の福祉の向上を目指して、活動すること。

- (5) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
- (6) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

【解説】

- 第1号は、議員は、議会が複数の議員間の言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることを認識し、議員同士の自由で活発な議論を展開していくことが重要であることから、これを活動の原則として定めたものである。
- 第2号は、議員は、市民の代表として、市政の課題や市民の様々な意見、要望の把握に努め、議会活動を通じてその意見を市政に反映させることが重要であることから、これを活動の原則として定めたものである。
- 第3号は、議員は、議員にとって最も重要で基本的な権限が表決権であり、議決をした議会の構成員である以上、議決の宣告があったときから、成立した議決に従わなければならないことになる。

議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して市としての意思を形成する任務を有する。これが議員としての地位の本質であるといえることから、あらためて活動の原則として定めたものである。
- 第4号は、議員は、市政全体を見据えて広い視野で市民の福祉の向上を目指し、特定の市民や地域、あるいは特定の団体や企業に偏らない普遍的な利益を追い求めて活動すべきことをあらためて活動の原則として定めたものである。
- 第5号は、議員は、高い倫理観やモラルをもって職務を誠実にを行うとともに、自身の言動や行動に責任を持たなければならないことをあらためて活動の原則として定めたものである。
- 第6号は、議員は、常に研修や研究に努め、資質を高めていくことをあらためて活動の原則として定めたものである。

(会派)

- 第4条 議員は、議会活動を行うため、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。
- 2 会派は、その活動において、政策提言及び政策立案を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。
 - 3 議長は、必要があると認めるとき又は会派代表者からの申出があるときは、会派代表者会議を開催する。

4 その他会派及び会派代表者会議に関する事項は、別に定める。

【解説】

- 第1項は、議員は、会派を結成することができることを定めたものである。
- 第2項は、会派は、政策集団として積極的に調査研究を重ね、政策提言や政策立案を行うことを定めたものである。
- 第4項は、会派及び会派代表者会議については、魚沼市議会内会派及び会派代表者会議に関する内規で定めていることから、この規定を置くものである。

第3章 市民と議会との関係

(情報の共有及び公開)

第5条 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。

【解説】

- 第1項は、具体的には、議会だよりやインターネット等を通じて情報を積極的に提供し、市民との情報共有を図るものである。
- 第2項は、より開かれた議会を目指し、市民との情報共有をするため、地方自治法及び魚沼市議会会議規則に定める本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び全員協議会について、原則公開を規定したものである。
- 第3項は、議会は、議決に対する説明責任を果たすため、議案等に対する議員個人の賛否の表明について、議会だよりでの公表に努めることを定めたものである。なお、第3項を努力規定としたのは、議会制度上、無記名投票による採決もあり、賛否を公表できない場合があるためである。

(市民参画)

第6条 議会は、市民参画のために、市民との意見交換の場を多様に設けて、自らの政策能力の強化や政策提案の拡大を図るものとする。

- 2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用にも努めるものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

【解説】

- 第1項は、議会は、市民の意見を市政に反映させるため、意見交換や意見聴取の場を設けるなど、市民参画の推進を定めたものである。
- 第2項は、議会は、議案の審議等に反映させるため、地方自治法に定められている公聴会及び参考人制度や学識経験者の専門的知見を活用することを定めたものである。
- 第3項は、議会は、市民参画の一環として、請願や陳情の審議等に際し、委員会において、必要に応じ請願や陳情の提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うことを定めたものである。意見を聴くに当たっては、地方自治法の規定により参考人として出席を求めて、意見を聴くこととなるものである。

(議会報告会)

- 第7条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催する。
- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

- 第1項は、議会は、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保するため、自らが地域に出向き、直接市民に対し議案等の審査結果等を報告する議会報告会を開催することを義務として定めたものである。
- 第2項は、議会報告会の開催時期や議員の役割などの詳細については、議会運営委員会で定めることから、別に定めるとしたものである。

第4章 議会と行政との関係

(市長等との関係)

- 第8条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との対等な緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

【解説】

- 議会は、二元代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある

関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価など、議事機関としての責務を果たしていくことを定めたものである。

(政策等の形成過程の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が議決事件に含まれない基本計画等の重要な政策等を策定又は変更するときは、あらかじめ、市長に議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

【解説】

- 第1項は、議会は、市長が市政の重要な計画や指針、公共の用に供する施設の整備に関する重要な政策等を提案する場合、議会の果たすべき市の意思決定機能や市民への説明責任を全うするため、議会審議の論点を明確にするために必要となる政策や事業等の目的、効果、財源措置等の情報を明らかにするよう求めることを定めたものである。
- 第2項は、議会は、市長が議決事件に含まれない基本計画等（総合計画の基本計画など）の重要な政策等を策定又は変更するときは、議会の意思を尊重させる必要があることから、常任委員会等において、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めることを定めたものである。

(議決事件)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定又は変更とする。

【解説】

- 平成23年の法改正により、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなった。そのため、条例で議決事件を定めることができるとする同法第96条第2項の規定を受け、総合計画の基本構想の策定や変更を議決事件とするため、本条を置いたものである。

(政策提言及び政策立案)

第11条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策提言及び政策立案を行うものとする。

【解説】

- 議会は、議会の果たすべき機能のうち、政策立案機能が重要であることを踏まえ、条例や予算等の議案をはじめ、市の施策について、議会としての対案や修正案の提案、決議、議員の一般質問等の手法により、市長等に対し政策提言及び政策立案を積極的に行うものである。

第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、就任を希望する者に対し所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。

【解説】

- 第1項は、議会は、民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行っていくことを定めたものである。議会運営は公平・公正が大前提であるとともに、効率的な運営が求められるが、ここでは、効率的な議会運営を求めるあまりに民主的な議会運営が阻害されてしまう懸念もあることから、議会運営の基本として、あえて「民主的」と「効率的」を併記したものである。
- 第2項は、議会は、正副議長の選挙の過程を明らかにするため、所信を表明する機会を設けることをうたったものである。議会における選挙は、議員全員が選挙人であり、かつ、被選挙人であるため、制度的に立候補制はとれない。そのような中、魚沼市議会では、議会改革の一環として、平成25年7月に、正副議長に就任を希望する議員の所信表明を行った。本項は、これを制度的に保障するために置くこととしたものである。

(委員会)

第13条 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策提言及び政策立案を積極的に行うよう努めなければならない。
2 委員長は、委員会の議事整理及び秩序の保持に努めなければならない。

【解説】

- 第1項は、委員会は、全議員が一堂に会して議論をする本会議に対し、その専門性と特性を活かして、詳細な議論を尽くす場所であることから、委員同士の自由な討議を保障し、審査及び調査を通じて市長等に積極的な政策提言や政策立案を行うことを定めたものである。
- 第2項は、委員長は、委員会において、中立・公正な立場で、審査及び調査が円滑かつ能率的に進行するよう、その責務を果たさなければならないことを定めたものである。

(会議における質問及び質疑応答)

第14条 議会審議における質問及び質疑の応答等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 質問は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制とし、通告により行うものとする。
- (2) 通告は、通告書により議長が定める期日までに、質問事項、論点等をわかりやすいよう記載し、提出しなければならない。
- (3) 本会議における質疑は、一議員、一議題について総括質疑として3回までとし、委員会における質疑は一問一答方式として質疑回数を制限しないことを原則とする。
- (4) 市長等は、議員の質問、政策提言等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解説】

- 第1号は、質問（一般質問又は緊急質問）は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制とすることを定めたものである。なお、具体的な運用については、議会運営委員会で定めるものである。
- 第2号は、質問は通告制とすることを定めたものである。
- 第3号は、本会議及び委員会の質疑方法を規定したものである。
- 第4号は、市長等の反問としてその趣旨の確認や逆質問をすることができることを定めたものである。なお、反問の具体的な運用については、議会運営委員会で定めるものである。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第15条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行わなければならない。

2 政務活動費の執行に当たっては、魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年魚沼市条例第11号）を遵守し、市民への説明責任を果たさなければならない。

【解説】

- 第1項は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、本項の規定に基づき、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行わなければならないことを規定したものである。
- 第2項は、政務活動費が公費で賄われていることに鑑み、その適正な使用について市民への説明責任を果たす必要があることから、条例の遵守を規定するものである。なお、条例においては、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを公開するなど、その用途についての透明性を確保するものである。

第7章 議会の機能強化

(議会の研修)

第16条 議会は、議会及び議員の政策提言及び政策立案の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。

【解説】

- 本条は、議会としての政策提言及び政策立案の能力の向上、そして議員としての能力の向上を図るため、研修を実施することを定めたものである。なお、この議会が実施する研修会には、市民等の参加も可能とするものである。

(交流及び連携の推進)

第17条 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

【解説】

- 本条は、議会は、先進的な政策や広域化する行政課題の解決のため、他の自治体議会との共通認識を図り、互いに交流、連携を推進する必要があることから設け

たものである。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。

【解説】

- 本条は、議会の政策立案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、その活動を補助する議会事務局の調査・政策法務機能の充実を図り、体制を強化することが必要となることから設けたものである。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】

- 本条は、議会図書室の図書等（図書資料等）を充実させ、議員の調査研究に資することで、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るために設けたものである。

(予算の確保)

第20条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を実現するため、予算の確保に努めるものとする。

【解説】

- 本条は、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、様々な機能を果たしていくためには、一定の予算が必要であることから、その予算確保に努めることを定めたものである。

なお、予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、市長に予算の確保を義務付けることも考えられたが、ここでは、議会活動に必要な予算を確保し、議会の機能を高めようとする議会の姿勢を示すため、主語を「議会」としたものである。

第8章 議会の災害時対応

(災害時における議会及び議員の対応)

第21条 議長は、市が災害対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定に基づき市が設置する魚沼市災害対策本部をいう。)を設置したときは、市の災害対策活動を支援するため、魚沼市議会災害対策支援本部を設置するものとする。

2 議員は、魚沼市議会災害対策支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全及び安心の確保に資するものとする。

【解説】

○ 本条は、市において地震等の自然大災害が発生したときに、議会は、市が設置する魚沼市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することを定めたものである。

その際、議会が単独で行うことではなく、議員自らが安全を保ちながら、市の災害対策本部と情報の共有を図ることによって、災害対応を迅速かつ適切に行うため、議会支援本部を設置することを定めている。

議員は、議会支援本部を通じ、状況に応じて、「魚沼市大規模災害発生時の議員行動マニュアル」に基づき適切に行動することを規定したものである。

第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

【解説】

○ 本条は、議員は、まず第一に、市民の代表として高い倫理的義務があることを深く自覚した上で、市民の代表としての品位を保つよう努め行動しなければならないことを定めたものである。

なお、議員の倫理については、本条例第3条の議員の活動原則にも定めがあるが、議員は、市民の代表として高い倫理観が求められることから、あらためて本条を置いたものである。

第10章 最高規範性

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会の最高規範であつて、議会は、この条例に反する議会関係条例等を制定してはならない。

【解説】

○ 本条は、本条例が議会における最高規範であることを明らかにするとともに、議会に関する他の条例・規則等の制定や改廃、その解釈及び運用に当たっては、議会における最高規範であるこの条例との整合を図らなければならないことを定めたものである。

なお、法形式的には、本条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできないが、本条例の制定目的と規定内容から、本条例は、議会における最高規範性を有しているものと考えられるものである。

第11章 検証及び見直し

(検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

○ 第1項は、定期的な検証を定めるものであり、具体的には、議会は、条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会において、2年を目途に自主的な検証を行っていくことを想定するものである。

○ 第2項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じていくものである。なお、本項の「必要な措置」の中には、議会内部で見直し作業を行い、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていく作業も含まれているものである。